

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 自衛隊法施行令の一部改正（第一条関係）

一 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条の二第一項に規定する「政令で定める研修」、留学を命ずる学生に対して明示すべき事項、同項第一号に規定する「政令で定める費用」及び償還をしなければならない者に対する通知について規定すること。（第百二十条の十九から第百二十条の二十二まで関係）

二 自衛隊法第九十九条の二第一項第二号に規定する「政令で定める率」について規定すること。（第百二十条の二十三関係）

三 自衛隊法第九十九条の二第二項第三号に規定する「政令で定める場合」について規定すること。（第百二十条の二十四関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第二条関係）

一 航空管制官手当の額等について規定すること。（第十一条の三から第十二条まで及び第十三条関係）

二 航空手当の月額を支給割合を引き上げること。（第十二条関係）

三 指定場所生活調整金の額等について規定すること。（第十九条の五及び第十九条の六関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 国家公務員退職手当法施行令の一部改正（第三条関係）

航空管制官手当の新設に伴い、退職手当に関する一般職の職員の基本給月額に準ずる額に当該手当を加えること。（第六条の七関係）

第四 施行期日（附則関係）

この政令は、公布の日から施行すること。